

産学共同研究開発支援事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、産学共同研究開発の促進を図るため、一般財団法人四国産業・技術振興センター（以下「本センター」という。）が実施する産学共同研究開発支援事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(支援対象者)

第2条 産学共同研究開発支援事業の対象者は、大学・高専および公設研究機関等（以下「大学等」という。）の研究者と共同研究・共同開発を実施しようとする、四国内に本社または事業所を持つ中小企業とする。なお、大学等の所在地は問わない。

(支援対象)

第3条 産学共同研究開発の支援対象は、企業が取り組み中または検討中の技術開発・製品開発のうち、大学等と共同で行う研究開発事業とする。

2 なお、支援対象の研究開発は、同一または類似テーマで、過去に本事業で採択されていないこと、当該年度に他の事業で採択されていないことを条件とする。

(支援事業の期間)

第4条 支援事業の期間は、当年9月1日から翌年8月31日とする。

(支援対象経費および限度額)

第5条 支援事業の対象となる経費は、共同研究費および自主研究費の全部または一部で、研究開発の実施に直接必要な経費であって別表に掲げるものとする。

2 前項に係る支援金は、1件につき50万円程度を限度とする。

(交付申請)

第6条 支援金を受けて事業を実施しようとする者は、産学共同研究開発支援事業提案書（様式1）を本センターの理事長（以下「理事長」という。）が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による提案書について、審査委員会において、別途定める審査要領に基づき審査を行い、支援金の交付先と金額を決定し、産学共同研究開発支援事業を行うこととなった者（以下「事業者」という。）に速やかに通知する。なお、必要に応じて審査委員会においてヒアリングを行う。

(事業の遂行)

第8条 事業者は、交付決定の内容に従い、研究開発を実施しなければならない。

2 事業者は、大学等と協議のうえ共同研究契約を当年12月までに締結しなければならない。

3 事業者は、実施内容の変更等がある場合、事前に理事長に書面で届けなければならない。

4 本センターは、研究開発目標を達成するため、事業者に対しヒアリングを行うとともに、必要に応じてコーディネートを行う。

(実績報告)

第9条 事業者は、事業を完了したときまたは支援金の交付決定に係る事業期間が終了したときは、完了日から10日以内に実績報告書(様式2)を理事長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定および交付)

第10条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書および必要な証拠書類を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定するものとする。

2 事業者は、確定した支援金の額を請求するため、交付金請求書(様式3)を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、支援金の額を確定し、事業者から交付金請求書を受領したときは、速やかに事業者に対し支援金を交付するものとする。

(概算払い)

第11条 理事長は、支援金の交付の目的を達成するために、大学等との共同研究契約締結時や年度末等必要があると認めるときは、支援金を概算払いにより交付することができる。

2 事業者は、概算払いにより支援金を請求するときは、交付金概算払請求書(様式4)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 理事長は、事業者がこの規程または交付決定の内容に違反したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(返還)

第13条 理事長は、支援金の交付後に交付決定を取り消す場合は、交付した支援金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(調査等の協力)

第14条 事業者は本センターの支援事業に関する調査等について協力する。

2 本条の規程については、支援事業終了後もその効力を有する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。

2 改定 平成19年4月 9日

3 改定 平成20年5月12日

4 改定 平成23年4月28日

5 改定 平成24年5月10日

6 改定 平成26年5月23日

7 改定 平成27年5月 7日

別 表

支援対象経費

| 区 分 | 内 容 |
|---|------------------------------------|
| 1. 共同研究費 (注1、注2) | 当該事業の実施に直接必要な大学・高専や公設研究機関等と行う共同研究費 |
| 2. 自主研究費 | |
| (1) 材料・消耗品費 (注1) | 当該事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の購入費または制作費 |
| (2) 外注費 (注1) | 当該事業の実施に直接必要な加工等の外注に係る経費 |
| (3) 調査費 (注1) | 当該事業の実施に直接必要な分析等の外注に係る経費 |
| (注1) 支払い金額を確認するため、請求書および金融機関からの振込証明のコピーを提出すること。 | |
| (注2) 研究内容を確認するため、共同研究契約書等のコピーを提出すること。 | |